

平成 3 0 年 1 0 月 1 6 日

議 事 録

下 郷 町 農 業 委 員 会

下郷町農業委員会 10月定例総会議事録

- 1 開催日時 平成30年10月16日(火)午前9時00分から9時30分
- 2 開催場所 下郷町役場庁舎 3階 「302会議室」
- 3 出席委員 (10人)

会 長

11番 渡 部 功

会長職務代理者

8番 星 正 喜

委 員

1番 渡 部 友 之	2番 佐 藤 行 正
3番 佐 藤 輝 男	5番 星 希
6番 星 兵 吉	7番 星 隆 雄
9番 佐 藤 昭 一	10番 小 山 常 喜

- 4 欠席委員 4番 星 竹 美

- 5 議事日程

日程第1 議事録署名委員の指名

2番 佐 藤 行 正 委員

3番 佐 藤 輝 男 委員

日程第2 議案第23号 農地利用集積計画の決定について

日程第3 議案第24号 農地利用配分計画（案）について

日程第3 議案第25号 農地の現況確認証明申請について

- 6 農業委員会事務局職員

- ・ 議案説明のため出席した職員 事務局長 渡部 浩市
- ・ 会議の書記 事務局長 渡部 浩市

議 長 これより、会議を開きます。

本日の出席委員は、10名であります。事務局報告のとおり、定足数に達しておりますので、平成30年10月定例総会を、開会いたし

ます。

議長 本総会には、3議案、4件を提案いたしますので、委員各位の慎重なる審議をお願いいたします。
それでは会務の報告を、おこないます。事務局から報告をさせます。

局長 (会務の報告)

議長 これで会務の報告を終わります。
日程第1、議事録署名委員の指名について、を議題といたします。
議事録署名委員は、会議規則第8条の規定により、2番 佐藤 行正委員、3番 佐藤 輝男委員の両名を指名いたします。
両名には、本定例総会における議事録のご署名をお願いすることといたします。

議長 直ちに、議事に入ります。
日程第2、議案第23号農用地利用集積計画の決定について、を議題といたします。
事務局より議案の朗読と説明を求めます。

局長 それでは、1ページをお開きください。
議案第23号 農用地利用集積計画の決定について。
平成30年10月1日付30産第666号で、下郷町長 星 學より農用地利用集積計画につき諮問がありましたので、これを審査のうえ適否を決定する。
平成30年10月16日提出 下郷町農業委員会 会長 渡 部 功
3ページをご覧ください。
貸し手が、音金の■■■■さんで、借り手が、農地中間管理機構である公益財団法人 福島県農業振興公社になります。
利用権の設定面積は、賃貸借権設定で、田が、5筆で、9,750㎡。畑が1筆で、1,918㎡になります。合計6筆で、11,668㎡になります。
設定期間は、11年であります。
次に4ページをご覧ください。
今回の利用権設定は、新規でございます。
この案件は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の規定により、農用地利用集積計画の内容が、「下郷町の農業経営基盤の強化の促進に関する基本構想」要件に適合していることから、農用地利用集積計画は承認できるものと考えます。

議長 只今から質疑に入らせていただきます。発言のある方は挙手を願います。

議長 本案に対し、ご質疑ございませんか。

(異議なしの声あり)

議長 質疑がないものと認め、質疑を終わります。議案第23号農用地利用集積計画の決定について、を採決いたします。

お諮りします。本案を、原案のとおり、決定することに賛成の方は挙手を願います。

採決 (全員挙手)

議長 全員賛成でございますので、議案第23号農用地利用集積計画の決定については、原案を適正と決定されました。

続きまして、日程第3、議案第24号農用地利用配分計画(案)についてを議題といたします。

事務局より議案の朗読と説明を求めます。

局長 それでは、6ページをお開きください。

議案第24号 農用地利用配分計画(案)について。

平成30年10月1日付30産第667号で、下郷町長 星 學より農用地利用配分計画(案)が提出されましたので、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定により下記のとおり意見を述べるものとする。

記としまして、意見の内容、農用地利用配分計画(案)のとおり適正と認める。

平成30年10月16日提出 下郷町農業委員会 会長 渡 部 功。

農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第2項に基づき、農地中間管理機構は、市町村に対し、農用地利用配分計画の案を作成し、農地中間管理機構に提出するよう求めることができるとあり、同条第3項に、利用配分計画案の作成を行う場合において必要があると認めるときは、農業委員会の意見を聴くものとするされており、本議案により、農業委員会の意見を求めるものでございます。

7ページをご覧ください。

借受け希望者は、あらかじめ、農地中間管理機構である福島県農業振興公社に、エントリーシートを提出し、農地中間管理機構において、インターネット等で公表されます。

農用地利用配分計画は、福島県農業振興公社 農地中間管理事業の実施に関する規程第13条で、公社は基本原則に基づき、農用地等の貸付先を決定するものとする。この規程に基づき、貸付者が決定されることになります。

本案件は、ただ今、議案第23号で、議決いただきました。借り手が、福島県農業振興公社で、貸し手が、[]の案件でございまして、6筆で 11,668㎡を、農地中間管理機構である福島県農業振興公社より、[]が、11年の賃借権を設定し、水稻、そばを作付けするものであります。

本案件は、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第4項及び福島県農業振興公社 農地中間管理事業の実施に関する規程第13条の各要件に適合していると考えられます。以上で説明を終わります。

議長 　ただ今から質疑に入ります。
発言のある方は挙手をお願いいたします。
本案に対し、ご質疑ございませんか。

7 番 委 員 　議案23号が否決されれば、議案24号も否決されるということになるのか。

局 長 　そういうことになります。

議長 　ほかにご質疑ございませんか。
発言のある方は挙手をお願いいたします。

（異議なしの声あり）

議長 　質疑がないものと認め、質疑を終わります。
議案第24号農用地利用配分計画(案)について、を採決いたします。
お諮りします。本案を、原案の通り決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

採 決 　（全員挙手）

議長 　全員賛成でございますので、議案第24号農用地利用配分計画(案)の決定については、原案を適当と決定されました。
続きまして、日程第4、議案第25号農地の現況確認証明申請についてを議題といたします。事務局より議案の朗読と説明を求めます。

局 長 　8ページをご覧ください。
議案第25号 農地の現況確認証明申請について。下記農地について、現況が非農地であるため、農地法の適用を受けない土地である旨の申請が、その土地の所有者等によりありましたので、非農地であることを証明するものとする。

平成30年10月16提出 下郷町農業委員会会長 渡 部 功。
9ページをご覧ください。

まず、整理番号1 申請人は、湯野上字居平乙[]番の[]さん
で、職業は農業です。

申請地は、湯野上字五百地乙199番1で、地目は田、現況は宅地、面
積は42㎡と湯野上字居平乙779番1、地目は田、現況は宅地、面積は
105㎡なっております。

申請事由としては、昭和20年頃から宅地として利用され、現在も宅地
として利用されているものです。

10ページは、湯野上字五百地乙199番1の位置図で、国道121号
沿い「よらっしえ」から100m先のこちらから行くと左側に位置します。

11ページは、湯野上字居平乙779番1の位置図で、湯野上のホテル
大阪屋さんの線路と町道を挟んだ向かいに位置します。

続いて、整理番号2 申請人は、湯野上字居平乙[]番の[]さ
んで、職業は民宿業です。

申請地は、湯野上字五百地乙199番2で、地目は田、現況は宅地、面
積は19㎡であります。

申請事由としては、当該地は、昭和20年頃から宅地として利用され、
現在も宅地として利用されているものです。

10ページは、湯野上字五百地乙199番1の位置図になります。整理
番号1の湯野上字五百地乙199番1と隣接する土地でございます。

議 長 審議にあたり、整理番号1は、私に関わる案件のため、議長を8番委員の
星 正喜職務代理者に交代します。

(議長交代)

議 長 議案第25号 農地の現況確認証明申請についての整理番号1を審議し
ます。

この案件は、議席番号11番 渡部 功委員に関する案件でありますので、
農業委員会等に関する法律第24条の規定に基づき、議事参与の制限により、
審議開始から終了まで一時退席をお願いいたします。暫時休議いたします。

(暫時休議)

議 長 再開します。続きまして、議案第25号 農地の現況確認証明申請につい
ての整理番号1を議題といたします。地区担当委員より調査結果の説明を求
めます。

担当地区農業委員の議席番号10番 小山常喜委員よりお願いします。

小山常喜
担当委員 10月9日に、職務代理者星 正喜委員と湯野上地区担当推進委員の星
清美と事務局長とで、土地所有者の[]さんの立会いのもと、五百地乙
199番1については、199番2に隣接しておりますので、199番2の
所有者の[]さんも立ち会っていただき、事情聴取と現地調査をした結

果、五百地乙199番1、居平乙779番1、2筆とも申請事由のとおり、昭和20年ころから宅地として利用されておりまして、建物が建っており、今後とも農地への復元は見込まれないと判断しました。
よろしくご審議をお願いします。

議長 ただいまの事務局説明、地区委員の現地調査報告の内容について、質問、意見等ございませんか。
発言のある方は挙手願います。

6番委員 実際、■さんの土地に、■■■さんの家が、住宅が建っているのか。

局長 建物は、三原さんの小屋であります。

7番委員 なぜ、今ごろ申請になったのか。

局長 ■さんの義父が、農業者年金受給の際に、功さんに農地の生前一括贈与をしました。その際に、当該の農地も含まれておりまして、義父が亡くなりましたので、整理したいということであります。

議長 ほかに、質問、意見等ございませんか。発言のある方は挙手願います。

(なしの声あり)

議長 質疑がないものと認め、質疑を終わります。
議案第25号 農地の現況確認証明申請についての整理番号1につきまして採決をいたします。
お諮りします。本案を、原案の通り証明することに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

議長 全員賛成でございますので議案第25号農地の現況確認証明申請についての整理番号1につきましては、非農地であることを証明することに決定いたしました。
議席番号11番 渡部 功委員の入室を許可いたします。

(暫時休議)

議長 それでは、議長を交代いたします。

議長 続きまして、議案第25号 農地の現況確認証明申請についての整理番号2を議題といたします。地区担当委員より調査結果の説明を求めます。
担当地区農業委員の議席番号10番 小山常喜委員よりお願いします。

小山常喜
担当委員

整理番号１の湯野上字五百地乙１９９番１と整理番号２の１９９番２は、隣接しておりまして、１０月９日に、整理番号１で説明したとおり職務代理者 星 正喜委員と湯野上地区担当推進委員の星 清美推進委員と事務局長とで、土地所有者の■■■■さんと１９９番１の土地所有者の■■■■さんの立会いのもと、事情聴取と現地調査をした結果、申請事由のとおり、昭和２０年ころから宅地として利用されておりまして、現在も建物が建っており、今後とも農地への復元は見込まれないと判断しました。
よろしくご審議をお願いします。

議 長

事務局説明、地区委員の現地調査報告の内容について、質問、意見等ございませんか。
発言のある方は挙手願います。

(なしの声あり)

議 長

質疑がないものと認め、質疑を終わります。
議案第２５号 農地の現況確認証明申請についての整理番号２につきまして採決をいたします。
お諮りします。本案を、原案の通り証明することに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

議 長

全員賛成でございますので議案第２５号農地の現況確認証明申請についての整理番号２につきましては、非農地であることを証明することに決定いたしました。
以上で、本定例会に付議されました議事は、全案終了いたしました。
続きまして、当面の会務予定について事務局より説明をお願いいたします。

局 長

(会務の予定)

議 長

これで会務の予定の説明を終わります。
これをもちまして本定例会を閉会といたします。

(終了時間) 午前９時３０分

上記のとおり会議次第は書記をして記載せしめたものであるが、その内容が正確であることを証明するためにここに署名する。

平成 3 0 年 1 0 月 1 6 日

下郷町農業委員会 議長

委員

委員

